

茨城労働局発表
平成21年8月10日(月)

	茨城労働局労働基準部賃金室
担	室長 宮崎敏彦
当	室長補佐 小田倉 功
	電話 029-224-6216

平成21年度茨城県最低賃金額の改正答申について

— 茨城地方最低賃金審議会答申 —

- 1 茨城地方最低賃金審議会(会長 館山 豊 茨城大学人文学部教授 以下「審議会」という。)は、本年8月10日(月)「茨城県最低賃金」を時間額678円に改正する旨、茨城労働局長(植松 弘)に答申した。
- 2 当審議会は、本年6月30日に茨城労働局長から「茨城県最低賃金」の金額改定の諮問を受け、その後、審議会内に専門部会を設けて公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員によって慎重な調査審議を重ねてきた。今般、同専門部会の報告を踏まえて審議した結果、審議会として上記の結論に達し答申を行ったものである。
また、茨城県最低賃金と生活保護費との整合性については、本年7月29日付け中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき比較したところ、平成19年10月20日発効の茨城県最低賃金(時間額665円)は平成19年度の茨城県の生活保護費を下回っていなかったことを確認したものである。
- 3 最低賃金法に基づく「茨城県最低賃金」は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者1,232千人(平成18年事業所・企業統計調査等に基づく)と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用され、現在、時間額676円であるが、この答申どおりに2円の

引上げとなれば、時間額 678円 (引上げ率 0.30%) となる。

なお、一昨年は10円、昨年は11円引上げの答申であった。

- 4 茨城労働局長は、8月10日付けで、本答申に異議のある関係労使は8月25日までに異議の申出ができる旨の公示を行った。異議の申出があった場合には、本年8月27日に同審議会を開催し、異議申出を審査し、再審議の必要があると認めない限り、本答申どおりの額で、10月8日(木)から効力が発生する見込みである。